

# 島根県報

平成28年12月26日(月) **号外 第 192 号** 

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

(学校企画課)

27

<b>B</b>	

#### 【訓令】

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 2

#### 【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 7

#### 【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正 (病 院 局) 12

#### 【教委規則】

 島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則
 (教育庁総務課)
 16

 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 ( " )
 26

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

#### 【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (教育庁総務課) 28

## 訓

#### 島根県訓令第23号

本 庁

地方機関

島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第8条第1項中「同条第2項」の次に「(同条第4項において準用する場合を含む。)」を加える。

第9条第1項中「次項及び第10条第3項」を「本則」に改める。

第9条の2第1項を次のように改める。

職員は、休日休暇規則第4条第3項の規定により、休日休暇条例第12条第1項に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)に係る指定期間の指定の申出をしようとする場合は、要介護者の状態等申出書に必要な事項を記載し、 医師の診断書等を添えて、所属長に提出しなければならない。

第9条の2第4項を削り、同条第3項中「前2項に規定する請求」を「前項の規定による請求」に、「、前2項」を「、同項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「職員は、」の次に「介護休暇の承認を受けようとする場合又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、休日休暇規則第4条第5項の規定により介護休暇に係る指定期間の延長の指定又は短縮の指定の申出をしよ うとする場合は、要介護者の状態等申出書に必要な事項を記載し、所属長に提出しなければならない。この場合におい て、所属長が必要と認めるときは、当該申出書に医師の診断書等を添付しなければならない。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第9条の3 職員は、休日休暇条例第12条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けようとする場合は、要介護者の状態等申出書及び休暇等承認・請求簿に必要な事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。
- 2 職員は、介護時間の承認の取消しを請求する場合は、休暇等承認・請求簿に必要な事項を記載し、所属長に提出しなければならない。
- 3 前2項に規定する休暇等承認・請求簿による請求は、給与等事務システムを使用して行うことができる。この場合に おいて、前2項に規定する休暇等承認・請求簿により提出されたものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定により提出することとされている書類は、給与等事務システムを使用して請求を行う場合には、当該請求の後速やかに所属長に提出することをもって足りる。
- 5 所属長は、介護時間を承認したとき又は介護時間の承認を取り消したときは、休暇等承認・請求簿の写しを添えて、 当該承認又は承認の取消しの日の属する月の翌月の10日までに人事課長に報告しなければならない。ただし、これらの 承認又は承認の取消しが給与等事務システムを使用して行われた場合にあっては、人事課長に報告したものとみなす。 第11条第2項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第13条第2項中「第9条第5号」を「第9条第6号」に改める。

様式第1号の3中 続 柄 等 に改め、同様式の注意中

「①「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、

□ 同居しなくなった。「 (消滅の理由:

)」に改める。

「出産予定日」の□にレ印を記入すること。

②「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。	J
「①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が特別養子縁	は組の
成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。	
②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。	に改める。
なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入	
「出産予定日」の□にレ印を記入すること。	
③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。	J
様式第1号の4中	
「 (□離縁 □養子縁組の取消し)	
□ 同居しなくなった。	を
□ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当する	_
た。	J
「 (□離縁 □養子縁組の取消し □家事審判事件の終了	
□児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)	
□ 同居しなくなった。	
□ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当する	こととなっ に、
た。	
□ 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。	
(理由:	J
「(消滅の理由: )	を

様式第2号中「、第9条の2」を「一第9条の3」に改め、同様式表面の注意の1中「職務専念義務免除、」を「介護時間、職務専念義務免除又は」に改め、同様式表面の注意の4中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。 様式第2号の2を次のように改める。

3

回備考

年 月 日まで

月 日

### 様式第2号の2(第9条―第9条の3関係)

			態等申出書			
					年	月
所 属						
氏 名						
請求する休暇の種	類					
□ 休日休暇条例第	12条第1項に規定す	トる介護休暇 (以	以下「介護休暇」	という。)		
□ 休日休暇条例第	12条の2第1項に規	見定する介護時間	間(以下「介護甲	寺間」という。)		
□ 休日休暇規則第	3条の表第14号の2	2に規定する短期	明の介護休暇			
要介護者に関する	車佰					
(1) 氏名	<b>于</b> ·京					
(1) 八石						
(2) 職員との続柄						
□同居	□別居					
(4) 介護が必要とな 年 月	日					
年 月 指定期間の申出・	日 指定(介護休暇の場		I	T		
年 月 指定期間の申出・:	日 指定(介護休暇の場 の期間	景合) 申出日	本人印	所属長印	期	間
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年	日 指定(介護休暇の場の期間 月 日から		本人印	所属長印	期	
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年 1 年	日 指定(介護休暇の場 の期間		本人印	所属長印		
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年	日 指定(介護休暇の場の期間 月 日から		本人印	所属長印		
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年 1 年 回 備考	日 指定(介護休暇の場の期間 月 日から		本人印本人印	所属長印		
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年 1 年 回 備考	日 指定(介護休暇の場 の期間 月 日から 月 日まで	申出日			期	間
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年 1 年 回 備考	日 指定(介護休暇の場 の期間 月 日から 月 日まで	申出日			月	間
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年 1 年 回 備考 申出 第 申出	日 指定(介護休暇の場 の期間 月 日から 月 日まで の期間 月 日から	申出日			期	間
年 月 指定期間の申出・ 申出 第 年 1 年 回 備考 申出 第 2 年	日 指定(介護休暇の場 の期間 月 日から 月 日まで の期間 月 日から	申出日			期	間

4 指定期間の延長・短縮(介護休暇の場合)

	1 VE 2911H1 v			.ノロ支 PINRX V 2 分	· · · · ·	1	1	1		1
		延長・	短縮の	末日	申出日	本人印	所属長印	延長	短縮領	後の期間
	(	年	月	目から)					月	日
第		年	月	目まで					Л	Н
1	(	年	月	目から)					月	目
口		年	月	目まで					Л	P
	備考							•		
		延長・	短縮の	末日	申出日	本人印	所属長印	延長	<ul><li>短縮循</li></ul>	後の期間
	(	年	月	目から)					月	目
第		年	月	目まで					)1	H
2	(	年	月	目から)					月	目
口		年	月	目まで					)1	H
	備考									
		延長・	短縮の	末日	申出日	本人印	所属長印	延長	短縮征	後の期間
	(	年	月	目から)					月	目
第		年	月	目まで					)1	H
3	(	年	月	目から)					月	目
口		年	月	日まで					<i></i>	H
	備考									

5 連続する3年の期間(介護時間の場合)

年 月 日から 年 月 日まで

- 6 要介護者の状態
- 7 具体的な介護の内容(介護休暇及び介護時間の場合)
- 8 備考
- 注1 「2(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等によ り特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
  - 2 「6 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよ うに、具体的に記入する。
  - 3 介護休暇及び介護時間の場合は、医師の診断書等を添付すること。

	Γ	Γ						
様式第3号の	3中続	柄を	続 柄	等 に改め	、同様式の注	意の1及び3中	「続柄」を	「続柄
		J		٦				
等」に改める。								
様式第3号の	4中「第3条第4	号又は第9条	第5号」を「第	第3条第5号	・又は第9条第	6号」に改める。	1	
	Γ							
様式第3号の	5中 続	柄を	続 柄	等に改め	る。			
		7		Т				
様式第3号の								
	係る子との親族関							」を
	係る子との親族関							
	係る子についての							に改
	係る子との養子縁	組が成立しな	いまま児童福	让法第27条第	第1項第3号の	規定による措置	が解除され	
た。								]
める。	_	_						
	ſ						_	_
様式第3号の	8中 続	柄を	続 柄	等に改め	の、同様式の注	5の1及び4中	「続柄」を	「続柄
		J		J				
等」に改める。	-	-						
D/6 15 fefs = 1	- , .	- I		tota	- D/ b - N	- 1 541-1	) Et le les fate	
様式第3号の	9中 続	柄を	続柄	等に改め	、同様式の注	の2中「続柄」	を「続枘等」	に改
11 7		J		J				
める。	r							
		<b>本</b> 曰怎是类(o	9 T 7 8 4 1 7	<b>⊋</b> ⊓ <b>1</b> \			$\neg$	
様式第3号の	13中	者同行休業(2					を	
	□ 期間(	の延長(2、3	及いりに記入	)				
Γ							J	
		ぬがれた記す)						
	5月77条(2、3) E長(2、3及び。		(□ 再度	の延長)		に、		
☐ 79JIFJ V 7				<u> </u>				
Γ					,			
外 国 滞	· 在 事 由							7
/1 <u> </u>								
を								_
Γ								
								7
外国滞	在 事 由	(					)	
I								]
に、								-
Γ								
5 延 長	その 期	間	年	月 日	から	F 月 日 ヨ	まで	

既に配偶者同行休業 年 月 日から 年 月 日まで を し て い る 期 間

を「

5	延	長	の	期	間		年	月	日から	年	月	日まで	で
	甲华	ルテ 西戸 ん	里 孝	同行体	、業		年	月	目から	年	月	日まっ	で
	į			る期		うち、期間の	つ再度の	の延長	の場合における				
			, <b>v</b> ·	2) 1 <u>4</u> 1	lHĵ	当初の配偶和	<b>省同行</b> 位	木業の	期間		年	月	目まで

に改め、同様式の(注)中4を5とし、同様式の(注)の3中「期間を」の次に「初めて」を加え、同様式の(注)中3を4とし、同様式の(注)の2中「請求時点」を「申請時点」に改め、同様式の(注)中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧 内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年12月26日から施行する。 (職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(平成28年島根県人事委員会規則第35号)附則第7項の規定により同規則の施行の日前においても行うことができることとされた同規則附則第2項の指定期間の指定の申出については、この訓令による改正後の島根県職員服務規程第9条の2第1項の規定の例による。

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程(昭和48年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

第8条の7第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する条例第2条の2で定める者をいう。以下同じ。)が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の

監護対象者等でなくなった場合

第8条の7第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第8条の5に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の8中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に改め、「及び第3号」を削る。 第8条の12第1項に次の2号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判 事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉 法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第8条の9又は第8条の10に規定する職員に 該当しなくなった場合

第8条の13中「前3条(前条第2項第1号及び第2号」を「第8条の9から前条まで(同条第1項第3号から第5号まで」に、「この場合において、第8条の10」を「この場合において、第8条の9中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第8条の10」に、「第8条の11第1項から第3項まで及び第5項中「第8条の9又は第8条の10」とあるのは「第8条の10」と、同条第1項中「ならない。この場合において、第8条の9の規定による請求に係る期間と第8条の10の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「第8条の9又は第8条の10」とあるのは「第8条の10」と、同条第1項第1号及び第3号」を「第8条の11第2項中「、第8条の9」とあるのは「、それぞれ第8条の9に規定する支障の有無」と、同条第3項中「第8条の9又は第8条の10の」とあるのは「第8条の9又は第8条の10に」とあるのは「同条に」と、前条第1項第1号」に、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に改め、「、「これら」とあるのは「第8条の10」と」を削る。

第11条中「並びに」を「、第19条の2に規定する介護時間及び」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項第3号及び第4号に規定する休暇の対象となる子には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

第19条第1項中「次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの」を「次に掲げる者(第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する者」を「管理者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者」に、「同項」を「前項」に、「連続する6月の期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)」に改め、同条第5項中「の範囲内」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする第19条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第4項を第10項とし、第3項の次に次の6項を加える。

- 4 第2項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇簿(これに相当する書面を含む。以下同じ。)に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第8項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された 指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定すること

を希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。

- 7 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は 次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 8 第5項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第20条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。 第19条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第19条の2 職員は、管理者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができる。

- 2 介護時間の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、職員給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第16条 に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 介護時間の単位は、30分とする。
- 5 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(第26条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「前条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加え、同条第3項中「第1項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理者は、介護休暇又は介護時間の請求について、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第21条中「規定する休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第24条第3項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第26条第1項中「子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。)」を加える。

第33条の表中

第8条第1項	勤務時間条例第9条第1項(同条第4項におい	就業規程第8条の5 (就業規程第8条の
	て準用する場合を含む。)	8において準用する場合を含む。)
	同条第2項若しくは第3項(同条第4項におい	就業規程第8条の9若しくは第8条の10
	て準用する場合を含む。)	(就業規程第8条の13において準用する
		場合を含む。)

を 「

第8条第1項	勤務時間条例第9条第1項(同条第4項におい	就業規程第8条の5 (就業規程第8条の
	て準用する場合を含む。)	8において準用する場合を含む。)
	同条第2項(同条第4項において準用する場合	就業規程第8条の9 (就業規程第8条の
	を含む。)若しくは第3項(同条第4項におい	13において準用する場合を含む。) 若し
	て準用する場合を含む。)	くは第8条の10(就業規程第8条の13に
		おいて準用する場合を含む。)

に、

第9条第1項

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島 就業規程第24条 根県人事委員会規則第4号。以下次項及び第10 条第3項において「休日休暇規則」という。) 第9条

を

tota o da tota

第9条第1項 職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島 就業規程第24条 根県人事委員会規則第4号。以下本則において 「休日休暇規則」という。)第9条

に、

г

第9条の2第1項	休日休暇条例第12条第1項	就業規程第19条第1項
第9条の2第5項	人事課長	総務課長

を

ے.

第9条の2第1項	休日休暇規則第4条第3項	就業規程第19条第4項
	休日休暇条例第12条第1項	同条第1項
第9条の2第2項	休日休暇規則第4条第5項	就業規程第19条第6項
第9条の2第5項	人事課長	総務課長
第9条の3第1項	休日休暇条例第12条の2第1項	就業規程第19条の2第1項
第9条の3第5項	人事課長	総務課長

に、

Γ,

様式第2号の2	休日休暇条例第12条第1項	島根県企業局職員就業規程第19条第1項
	休日休暇規則第3条の表第14号の2	島根県企業局職員就業規程別表第14号の
		2

を

様式第2号の2	休日休暇条例第12条第1項	島根県企業局職員就業規程第19条第1項
	休日休暇条例第12条の2第1項	島根県企業局職員就業規程第19条の2第
		1項
	休日休暇規則第3条の表第14号の2	島根県企業局職員就業規程別表第14号の
		2

に改める。

別表第11号中「達しない子」の次に「(特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この号、次号、第14号及び 第15号において同じ。)」を加え、同表第13号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同表第14号の2中「第19条第1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改め る。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程による改正前の島根県企業局職員就業規程第19条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この 規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して 6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の島根県企業局職員就業規程(以下「改正後の 規程」という。)第19条第2項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)については、管理者は、管理者が定 めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に 限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を介護休暇簿(これに相当する書面を含む。 以下同じ。)に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 附則第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に 係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり改正後の規程第20条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 8 附則第3項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。
- 9 前項の規定により施行日前においても行うことができることとされた附則第3項の指定期間の指定の申出について は、改正後の規程第33条において読み替えて準用する島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)第9条の2第 1項の規定の例による。

## 島根県病院局管理規程

#### 島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第6条の2中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

第13条第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する条例第2条の2で定める者をいう。以下同じ。)が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第13条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第11条に規定する職員に該当しなくなった場合

第14条中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に改め、「及び第3号」を削る。 第17条第1項に次の2号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判 事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉 法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第15条又は第15条の2に規定する職員に該当しなくなった場合

第18条中「前3条(前条第2項各号」を「第15条から前条まで(同条第1項第3号から第5号まで」に、「この場合において、第15条の2」を「この場合において、第15条中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第15条の2」に、「第16条第1項から第3項まで及び第5項中「第15条又は第15条の2」とあるのは「第15条の2」と、同条第1項中「ならない。この場合において、第15条の規定による請求に係る期間と第15条の2の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「第15条

又は第15条の2」とあるのは「第15条の2」と、同条第1項第1号及び第3号」を「第16条第2項中「、第15条」とあるのは「、それぞれ第15条に規定する支障の有無」と、同条第3項中「第15条又は第15条の2の」とあるのは「第15条の2の」と、「第15条又は第15条の2に」とあるのは「同条に」と、前条第1項第1号」に、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に改め、「、「これら」とあるのは「第15条の2」と」を削る。

第21条中「及び」を「、第30条の2に規定する介護時間及び」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 前項第3号及び第4号に規定する休暇の対象となる子には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

第30条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する者」を「管理者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者」に、「同項」を「前項」に、「連続する6月の期間」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)」に改め、同条第3項中「(昭和26年島根県条例第1号)」を削り、同条第5項中「の範囲内」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする第30条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第4項を第10項とし、第3項の次に次の6項を加える。

- 4 第2項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇簿(これに相当する書面を含む。以下同じ。)に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第8項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 7 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は 次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 8 第5項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第31条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。 第30条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第30条の2 職員は、管理者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができる。

- 2 介護時間の時間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第 16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 4 介護時間の単位は、30分とする。
- 5 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(第36条第1項に規定する部

分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第31条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を 加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「前条第2項に規定する介護を必要 とする1の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その 他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加え、同条第3項中「第1項の」の次に「規定により介護休暇 の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理者は、介護休暇又は介護時間の請求について、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認めら れる場合は、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間 については、この限りでない。

第32条中「規定する休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第35条第3項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第36条第1項中「子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。)」を加え る。

第43条の表中

第8条第1項 勤務時間条例第9条第1項(同条第4項におい|就業規程第11条(就業規程第14条におい て準用する場合を含む。) て準用する場合を含む。) 同条第2項若しくは第3項(同条第4項におい|就業規程第15条若しくは第15条の2(就 て準用する場合を含む。) 業規程第18条において準用する場合を含 む。)

を

第8条第1項

て準用する場合を含む。) 同条第2項(同条第4項において準用する場合|就業規程第15条(就業規程第18条におい を含む。)若しくは第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)若しくは第15 て準用する場合を含む。)

勤務時間条例第9条第1項(同条第4項におい|就業規程第11条(就業規程第14条におい て準用する場合を含む。)

> 条の2 (就業規程第18条において準用す る場合を含む。)

に、

第9条第1項	
--------	--

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島 就業規程第35条 根県人事委員会規則第4号。以下次項及び第10 条第3項において「休日休暇規則」という。) 第9条

を

第9条第1項

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島 就業規程第35条 根県人事委員会規則第4号。以下本則において

|「休日休暇規則」という。)第9条

に、

 第9条の2第1項
 休日休暇条例第12条第1項
 就業規程第30条第1項

 第9条の2第5項
 人事課長
 県立病院課長

を

第9条の2第1項 休日休暇規則第4条第3項 就業規程第30条第4項 休日休暇条例第12条第1項 同条第1項 第9条の2第2項 休日休暇規則第4条第5項 就業規程第30条第6項 第9条の2第5項 人事課長 県立病院課長 第9条の3第1項 休日休暇条例第12条の2第1項 就業規程第30条の2第1項 人事課長 第9条の3第5項 県立病院課長

に、

様式第2号の2 休日休暇条例第12条第1項 島根県病院局職員就業規程第30条第1項 休日休暇規則第3条の表第14号の2 島根県病院局職員就業規程別表第14号の 2

を

様式第2号の2 休日休暇条例第12条第1項 島根県病院局職員就業規程第30条第1項 休日休暇条例第12条の2第1項 島根県病院局職員就業規程第30条の2第1項 は日休日休暇規則第3条の表第14号の2 島根県病院局職員就業規程別表第14号の2

に改める。

別表第11号中「達しない子」の次に「(特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この号、次号、第14号及び 第15号において同じ。)」を加え、同表第13号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同表第14号の2中「第30条第1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改め る。

#### 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の規定は、平成28年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の島根県病院局職員就業規程第30条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この 規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して 6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の島根県病院局職員就業規程(以下「改正後の規程」という。)第30条第2項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)については、管理者は、管理者が定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を介護休暇簿(これに相当する書面を含む。 以下同じ。)に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 附則第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に 係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり改正後の規程第31条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 8 附則第3項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。
- 9 前項の規定により施行日前においても行うことができることとされた附則第3項の指定期間の指定の申出について は、改正後の規程第43条において読み替えて準用する島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)第9条の2第 1項の規定の例による。

# 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第19号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則(昭和36年島根県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「同条第2項」の次に「(同条第4項において準用する場合を含む。)」を加える。

第9条の2第1項を次のように改める。

職員は、休暇規則第4条第3項の規定により、休日休暇条例第12条第1項に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)に係る指定期間の指定の申出をしようとする場合は、あらかじめ、介護休暇簿(様式第3号の3)に所要事項

を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

第9条の2中第3項を第4項とし、同条第2項中「職員は、」の次に「介護休暇の承認を受けようとする場合又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、休暇規則第4条第5項の規定により介護休暇に係る指定期間の延長の指定又は短縮の指定の申出をしようとする場合は、介護休暇簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長が必要と認めるときは、当該介護休暇簿に医師の診断書等を添付しなければならない。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第9条の3 職員は、休日休暇条例第12条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、介護時間簿(様式第3号の7)に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。
- 2 職員は、介護時間の承認の取消しを申請する場合は、介護時間簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。
- 3 所属長は、介護時間を承認したとき又は介護時間の承認を取り消したときは、介護時間簿の写しを添えて、翌月10日 までに教育長に報告しなければならない。

第10条の2第2項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第10条の4第2項中「第9条第5号」を「第9条第6号」に改める。

第28条の2第1項中「第9条の2第1項及び第2項」を「第9条の2第3項、第9条の3第1項及び第2項」に改め、 同条第4項中「第9条の2第1項及び第2項」を「第9条の2第3項、第9条の3第1項及び第2項」に、「第9条の2 第3項」を「第9条の2第4項、第9条の3第3項」に改める。



- 「① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求 の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印 を記入すること。
- ② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 」
- 「① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が特別養子縁組 の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
- ② 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 に改める。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入すること。
- ③ 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 様式第2号の2中

Γ	(□離縁	□養子縁組の取消し)
---	------	------------

- □ 同居しなくなった。
  □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなっ
  た。
- 「 (□離縁 □養子縁組の取消し □家事審判事件の終了 □児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- □ 同居しなくなった。
- □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなっ に、

J

)

を

た。

□ 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

(理由:

「 (消滅の理由: □ 同居しなくなった。

「(消滅の理由: )」に改める。

様式第3号の3を次のように改める。

様式第3号の3 (第9条の2関係) (第1面)

所属 氏名					
と 報 簿	*	要介護者の状態及び具	体的な介護の内容		
介 護 休	氏 名	続 柄	同・別居 □ 同居 □ 別居	介護が必要となった時期	年 月 日
	<u>ж</u>	要介護者に関する事項 総	<u>III</u>	15	

					指定期	間の	申田	<ul><li>指定</li></ul>	<b>5.1</b>					
	第1	回				第2	2 回				第3	3 回		
	**	*			*	*	*			*	*	*		
出の期間	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人即	所属長印	期間	申出の期間	申出日	本人即	所属長印	類調	申出の期間	田田田	本人印	所属長印	期間
E My G				日 肖	年月日から				月月	多心日 月 年				H Н
まま					年月 日まで					年 月 日まで				
					備考					備考				

		· 絚	の期		Ш		Ш				
		延長.	縮後の期	噩	Ħ		Н				
			所属長印								
	亘	*	本人印								
	第3回	*	田田田								
			延長・短縮後の末日		月 日から)	月日まで	月 日から)	月田まで			
		*	延長.		事 )	争	事 )	争	備考		
縮		延長・短	縮後の期	围	月 月		月 月				
· 短 %			本人印 所属長印								
延長	2 回	*	本人印								
間の	第	*	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田								
指定期			[縮後の末日		月 日から)	月日まで	月 日から)	月日まで			
						※ 随長・短繼		(年)	#	(年	#
		延長・短	縮後の期	Ē	月 月		月 月				
			本人印 所属長印								
	旦	*	本人印								
	第1回	*	申出日								
			延長・短縮後の末日		月 日から)	月田まで	月 日から)	月田まで			
		*	延長・短		(年)	年	(年)	争	備考		

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

业

靊 裁 氷 属長 图 承認の可否 □不承認 □承認 || || || || || || || || || || || || || || || || || □承認 || || || || □承認 || || || || || □承認 □承認 || || || || || || 本人印 \* Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш 长 Ш Щ 町 Щ 町 Щ 町 Щ Щ Щ Щ Щ Щ 灩 卅 # #卅 ####枡 ### # \* 時間数 田 世 田 世 田 世 田 盐 □ 世 □ 盐 田 世 田 世 田 世 田 世 田 世 田 盐 Ш 尔 尔 分分 分分 分分 分分 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 分分 尔 业 业 业 业 业 业 业 盐 业 盐 业 业 业 业 业 业 盐 业 业 业 盐 业 业 盐 噩 ~欠 ~欠  $\sim$ ~欠  $\sim$ **₹** 少少 ~ ≪  $\sim$ ~ ₹  $\sim$ **₹**  $\sim$ ~ ₹  $\sim$  $\sim$ 少少 少安 ~ ₹ 氽 氽 氽 氽 业 业 业 盐 业 盐 盐 业 业 业 业 业 盐 业 业 业 业 业 业 业 盐 盐 业 业 业 噩 羅 0 长 豐 □その他 Ш 日毎日 口毎日 口毎日 口毎日 口毎1 口年 口無口 口年 口無口 口無口 口無口 口年 Щ 日から でま日 でま日 日から でまり ほまほ 日から 日から 日まる 日まる 日まら 日まら 日から 日から 日から 日から 日から 日から 日から 日まる 日から p 3 田 Ш Ж Ш Ж Щ 町 Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ 町 町 Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ 町 Щ Щ Щ (第2面) 卅 卅 # # # 枡 # # 卅 卅 # # 卅 卅 ## # # 卅 # # 卅 卅 #

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

田 ・ 世 ・ 世 ・ 世 ・ 世 ・ 世 ・ 世 ・ 世 ・ 世		備																									
	裁																										
(本 展 の 取 消 し 等 の 期 間 日 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	<b></b>	世	大																								
<ul> <li>休 暖 の 取 消 し 等 の 期 間</li> <li>年 月 日から 時 分~ 時 分</li> </ul>	*	本人印			41		- 411		41		411		411		41		41		•		41		411		411		
				Ш	铂	Ш	整	ш	钳	Ш	哲	Ш	哲	Ш	蚦	Н	钳	Ш.	申	Ш	钳	Н	哲	Ш	哲	Ш	世
		噩		分	分	公	尔	农	分	分	尔	谷	尔	分	分	*	分	尔	分	尔	分	分	尔	谷	尔	公	<u>;</u>
				垂	垂	盐	盐	盐	垂	盐	盐	盐	盐	盐	垂	垂	垂	世	暗	世	垂	垂	盐	盐	盐	垂	壮
A       A         日 <td></td> <td>等</td> <td></td> <td><math>\sim</math><math>\%</math></td> <td>分~</td> <td><math>\sim</math><math>\%</math></td> <td>~</td> <td>~<i>∜</i></td> <td>%</td> <td><math>\sim</math><math>\%</math></td> <td>~</td> <td>~<i>∜</i></td> <td><math>\sim</math></td> <td>~<i>∜</i></td> <td>%</td> <td><math>\sim</math><math>\leftrightarrow</math></td> <td>%</td> <td>~ ₩</td> <td><math>\Rightarrow \sim</math></td> <td>~</td> <td>%</td> <td><math>\sim</math><math>\%</math></td> <td>~</td> <td>~<i>∜</i></td> <td>~<i>∜</i></td> <td>~</td> <td>~</td>		等		$\sim$ $\%$	分~	$\sim$ $\%$	~	~ <i>∜</i>	%	$\sim$ $\%$	~	~ <i>∜</i>	$\sim$	~ <i>∜</i>	%	$\sim$ $\leftrightarrow$	%	~ ₩	$\Rightarrow \sim$	~	%	$\sim$ $\%$	~	~ <i>∜</i>	~ <i>∜</i>	~	~
所         年         申				垂	申	盐	盐	盐	申	轴	盐	盐	盐	盐	申	垂	申	盐	暗	业	申	垂	盐	垂	盐	垂	뷥
* H H H H H H H H H H H H H H H H H H H		0)		日から	日まで	日から	E E E	日から	日まで	日から	E E E	日から	E E で	日から	日まで	E As B	日まで	日から	4146	日から	日まで	日から	田 ま で	日から	#	日から	β †
			月																								Ħ

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

様式第3号の6の次に次の1様式を加える。

妣 靊 裁 **开**名 火 所属長 所属 承認の可否 □不承認 □不承認 □不承認 □不承認 二不承認 □不承認 □不承認 □承認 || || || || || || || || || || □承認 || || || || || || ||承認 要介護者の状態及び具 本人印 体的な介護の内容 \* Ш Ш Ш Ш ш Ш Ш 长 Ш 町 Щ 町 Щ Щ Щ Щ 簿 年月 \* 灩 # # 卅 #卅 ## 噩 \* 业 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 欠 尔 尔 尔 攤 盐 Ш 盐 盐 业 业 业 业 盐 盐 盐 业 业 业 业 別居  $\Leftarrow$  $\sim$  $\sim$  $\sim$ ~欠  $\sim$  $\sim$ ~欠 ~欠  $\sim$  $\sim$  $\sim$ 尔 \* 宋 Щ 业 盐 业 业 业 业 业 业 盐 盐 业 业 业 四回 介護が必要となった時期 枡 P Ш Ж 噩 栖 名 田 羅 Щ 別 0 様式第3号の7 (第9条の3関係) (表面) ロまで □その他( □その他 1= 繗 出 # 长 □その他 □その色 □その他 □その他 □その他 口毎日 日毎日 口毎日 口毎日 口毎日 日から □毎日 灩 H MS 要介護者に関する事項 日から 日まり 日から でまり 日から 日 ま で でま日 日から 日 で で 日から でま日 日から 連続する3年の期間 # 町 田 Щ Щ Щ Щ Щ 町 Щ Щ Щ Щ Щ 町 Щ 卅 # 卅 # 卅 卅 # # #卅 # # # # \* \*

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(裏面)						
*				*	决 裁	
休暇の	取消し等の期			本人印	14 m m	華
年月日	+	iii			U.B.Y.	
年月 日から		~~	時 分			
年月 日まで	世	~~	臣 分			
年月日から		~~	時 分			
年 月 日まで	#	~~	臣 分			
年月目から	- 世	~~	母 分			
年月日まで	业	~~	臣 分			
年月 日から	報	~∜	時 分			
年 月 日まで		~~	臣 分			
年月 日から	盐	~∜	時 分			
年 月 日まで	盐	~∜	時 分			
年 月 日から	盐	~%	時 分			
年 月 日まで	+	分~	時 分			
年 月 日から	盐	~	時 分			
年 月 日まで	抽	分~	時 分			
年月 日から	盐	<i>~</i> ₩	時 分			
年 月 日まで	曲	分~	時 分			
年月日から	世	~	臣 分			
年 月 日まで	#	₩	時 分			
年月 日から	世	~	臣 分			
年 月 日まで	+	分~	時 分			
年月 日から	盐	~~	時 分			
年 月 日まで	抽	分~	時 分			
年 月 日から	+	~	時 分			
年月日まで	士	~欠	時 分			

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

様式第4号中 続 柄 等 に改め、同様式の注の1及び3中「続柄」を「続柄等」に	_
改める。 様式第4号の2中「第3条第4号又は第9条第5号」を「第3条第5号又は第9条第6号」に改める。	
「 様式第4号の3中 続 柄 を 続 柄 等 に改める。 」	
「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	攵
める。	
様式第4号の8中	
「□ 休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。 を	
□ 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 」	
「□ 休業等に係る子と離縁した。	
□ 休業等に係る子との養子縁組が取り消された。 □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
□ 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	改
□ 休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。	
□ 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。 」	
た。 める。	
様式第4号の10中 続 柄 を 続 柄 等 に改め、同様式の注の1及び4中「続柄」を「続杭	万
等」に改める。	
様式第4号の11中 続 柄 を 続 柄 等 に改め、同様式の注の2中「続柄」を「続柄等」に改	Z
り める。 「	
様式第4号の15中 様式第4号の15中 即間の延長(2、3及び4に記入) 期間の延長(2、3及び5に記入)	
□ 別用の連及(2、6次)のに配入り	
ı.	
□ 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) に、 に、	
□ 期間の延長(2、3及び5に記入) (□ 再度の延長)	
L T	
外 国 滞 在 事 由	

を

外 玉 事 由 滞 在 ( に、 5 延 長  $\mathcal{O}$ 間 年 月 目から 月 日まで

を

 5 延 長 の 期 間
 年 月 日から 年 月 日まで

 既に配偶者同行休業
 年 月 日から 年 月 日まで

 を し て い る 期 間

5	延	長	の	期	間		年	月	日から	年	月	日まで	С.
	脚	ア両	偶 考	同行句	ト 業		年	月	目から	年	月	日まで	で
	į			る期		「うち、期間	の再度の	の延長	の場合における	3			
	ے <sub>ا</sub>		. ,	. 97 281	[HJ	当初の配偶	者同行	休業の	期間		年	月	目まで

に改め、同様式の(注)中4を5とし、同様式の(注)の3中「期間を」の次に「初めて」を加え、同様式の(注)中3を4とし、同様式の(注)の2中「請求時点」を「申請時点」に改め、同様式の(注)中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧 内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(平成28年島根県人事委員会規則第35号) 附則第7項の規定 により同規則の施行の日前においても行うことができることとされた同規則附則第2項の指定期間の指定の申出については、この規則による改正後の島根県教育庁等職員服務規則第9条の2第1項の規定の例による。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第20号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第26条の4第2項第1号中「例による休日休暇条例」を「条例第22条の10の規定によりその例によることとされる県立 高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号。以下「例による休日休暇条例」とい う。)」に改める。

第29条の13の3第2項第2号中「昭和47年島根県条例第5号」の次に「。以下「休職条例」という。」を加える。

Γ

,	別表第9の2中	大学院修学休業の期間		を
Γ				J
	大学院修学休業の	)期間	に、	
	例による休日休暇	最条例第12条の規定による休暇の期間	(= \	
Γ			]	
	休職条例第3条第	53号の規定による休職(その原因である災害が公務上の災害又は		
	通勤による災害と	:認められるものを除く。) の期間	を	
	例による休日休暇	最条例第12条の規定による休暇の期間		
Γ			1	
	休職条例第3条第	93号の規定による休職(その原因である災害が公務上の災害又は	に改める。	
	通勤による災害と	認められるものを除く。)の期間	(CDX W) Oo	
			J	

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の2の規定は、この規則の施行の日以後 の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第21号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である教職員に委託されている児童のうち、当該教職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する条例第2条の2で定める者をいう。以下同じ。)が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第13条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした教職員が条例第22条の9第1項に規定する教職員に 該当しなくなった場合

第14条中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に改め、「、要介護者」の次に「(条例第22条の10の規定によりその例によることとされる県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第12条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)」を加え、「及び第3号」を削る。

第17条第1項に次の2号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした教職員が条例第22条の9第2項又は第3項に規定する教職員に該当しなくなった場合

第18条中「前条第2項第1号及び第2号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に、「第16条第1項から第3項まで及び第5項中「条例第22条の9第2項又は第3項」とあるのは「条例第22条の9第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第22条の9第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「条例第22条の9第2項及び第3項」とあるのは「条例第22条の9第3項」と、同条第1項第1号及び第3号」を「第16条第2項中「、条例第22条の9第2項」とあるのは「、それぞれ条例第22条の9第2項に規定する支障の有無」と、同条第3項中「条例第22条の9第2項又は第3項の」とあるのは「条例第22条の9第3項の」と、「条例第22条の9第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」と、前条第1項第1号」に、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に改め、「、「これら」とあるのは「条例第22条の9第3項」と」を削る。

#### 附則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

## 教育委員会訓令

#### 島根県教育委員会訓令第8号

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程(昭和42年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月26日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第8条第1項中「同条第2項」の次に「(同条第4項において準用する場合を含む。)」を加える。

第9条第1項中「次項」を「以下本則」に改める。

第9条の2第1項を次のように改める。

教職員は、教育職員の休日休暇規則第4条第3項又は職員の休日休暇規則第4条第3項の規定により、教育職員の休日休暇条例第12条第1項又は職員の休日休暇条例第12条第1項に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)に係る指定期間の指定の申出をしようとする場合は、あらかじめ、介護休暇簿(様式第4号)に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

第9条の2中第3項を第4項とし、同条第2項中「教職員は、」の次に「介護休暇の承認を受けようとする場合又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教職員は、教育職員の休日休暇規則第4条第5項又は職員の休日休暇規則第4条第5項の規定により介護休暇に係る 指定期間の延長の指定又は短縮の指定の申出をしようとする場合は、介護休暇簿に所要事項を記載して所属長に提出し なければならない。この場合において、所属長が必要と認めるときは、当該介護休暇簿に医師の診断書等を添付しなけ ればならない。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第9条の3 教職員は、教育職員の休日休暇条例第12条の2第1項又は職員の休日休暇条例第12条の2第1項に規定する 介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、介護時間簿(様式第4号の2) に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。
- 2 教職員は、介護時間の承認の取消しを申請する場合は、介護時間簿に所要事項を記載して所属長に提出しなければな らない。
- 3 所属長は、介護時間を承認したとき又は介護時間の承認を取り消したときは、介護時間簿の写しを添えて、翌月10日 までに教育長に報告しなければならない。

第12条第2項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第14条第2項中「第9条第5号」を「第9条第6号」に改める。

第34条の2第1項中「第9条の2第1項及び第2項」を「第9条の2第3項、第9条の3第1項及び第2項」に改め、 同条第4項中「第9条の2第1項及び第2項」を「第9条の2第3項、第9条の3第1項及び第2項」に、「第9条の2 第3項」を「第9条の2第4項、第9条の3第3項」に改める。



- 「① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求 の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印 を記入すること。
- ② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 「① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が特別養子縁組 の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
- ② 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 に改める。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入 し、「出産予定日」の口にレ印を記入すること。
- ③ 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

様式	第2号の5	5中		
Γ	(□離縁	□養子縁組の取消し)		

Γ	(□離縁	□養子縁組の取消し)		
	同居しなく	くなった。		を
	職員の配信	<b>禺者で子の親であるものが</b>	<b>架夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなっ</b>	Œ
7	た。		J	
Γ	(□離縁	□養子縁組の取消し	□家事審判事件の終了	
	□児童福	晶祉法第27条第1項第3号·	の規定による措置の解除)	

- □ 同居しなくなった。 □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなっ に、
- □ 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

た。

 号外第192号
 島根県報
 平成28年12月26日

 (理由:
 )

 「(消滅の理由:
 )

 □同居しなくなった。
 」

 「(消滅の理由:
 )」に改める。

 様式第4号を次のように改める。

氏名 所属 要介護者の状態及び具 体的な介護の内容 簿 融 #難  $\Leftarrow$ Ш 別居 町 回用 介護が必要となった時期 # 続 柄同・別居 柘 様式第4号 (第9条の2関係) (第1面) 出 要介護者に関する事項 \*

				ш		
			期間	月		
			校長印			
	3 国	*	本人印			
	第3	*	申出日			
		*	申出の期間	年 月 日から	年月 日まで	<b>華</b>
			期間	月 月		
/lm 泊						
• 症			校园			
· 田 田	2回	*	本人印 校長印			
回	第	*	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			
指定期		*	申出の期間	年 月 日から	年 月 日まで	備考
			期間	月月		
			校長印			
	旦	*	本人印			
	第1回	*	申出日			
		*	申出の期間	年 月 日から	年 月 日まで	備考

		· 短	り期		Ш		Ш		
		延長.	縮後の期	噩	月		Ħ		
			校長印						
	回	*	本人印						
	第3回	*	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田						
			延長・短縮後の末日		月 日から)	月日まで	月 日から)	月田まで	
		*			事 )	争	事 )	争	備考
縮		延長・短	縮後の期	Ē	月月		A B		
· 絕			校長印						
延長	2 回	*	本人印						
間の	第5	*	田田田						
指定期			<ul><li>・短縮後の末日</li></ul>		月 日から)	月日まで	月 日から)	月日まで	
		*	延長・短		(事)	种	( 事 )	年	備考
		延長・短	縮後の期延長	Ē	月 月		Я В		
			校長印						
	旦	*	本人印						
	第1回	*	田田田						
			延長・短縮後の末日		月 日から)	月日まで	月 日から)	月日まで	
		*	延長・魚		(年)	种	(年)	种	備考

(※印の欄は、教職員が記入し、又は押印する。)

业 撫 事務長 裁 教頭 氷 校長 承認の可否 □不承認 □承認 || || || || || || || || || || || □承認 □承認 □承認 || || || || || □承認 □承認 || || || || || || 本人印 \* Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш 长 Ш Щ 町 Щ 町 Щ 町 Щ Щ Щ Щ Щ Щ 灩 卅 # #卅 ### #枡 ### # \* 時間数 田 世 田 世 田 世 田 盐 □ 世 □ 盐 田 世 田 世 田 世 田 世 田 世 田 盐 Ш 分 分 分分 分分 分分 分分 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 分分 尔 业 业 业 业 业 业 业 盐 业 盐 业 业 业 业 业 业 盐 业 业 业 盐 业 业 业 噩 ~ 安 ~欠  $\sim$ ~欠  $\sim$ 少少 ~ ≪  $\sim$ ~ ₩  $\sim$ **₹**  $\sim$ ~ ₹  $\sim$  $\sim$ 少少 少安 ~ ₹ ~ ₹ 氽 氽 氽 氽 业 业 盐 业 盐 盐 业 业 业 业 业 业 盐 业 业 业 业 业 盐 业 盐 盐 业 业 业 噩 羅 0 长 豐 □その他 □その衙 □その他 Ш 日毎日 口毎日 口毎日 口毎1 口年 口無口 口年 口年 口無口 口無口 口無口 口年 Щ 日から でま日 でま日 日から でまり ほまほ 日から 日まる 日まる 日まら 日まら 日から 日から 日から 日から 日から 日から 日から 日から 日まる 日から p 3 田 Ш Ж Ш Ж Щ 町 Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ 町 町 Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ 町 Щ Щ Щ (第2面) 卅 # # # # 枡 # # # 卅 # 卅 卅 卅 ## # # 卅 # # 卅 卅 #

(※印の欄は、教職員が記入し、又は押印する。)

(第3面)													
*								*	<b></b>	: 栽	dit		
	*	暇の取	文 消	金	<ul><li>の</li><li>類</li></ul>			本人印	111	224年	= 松庄	舗	
サ	A H			曲	噩		日·時間数		X	<b>教</b> 强	中然大		
	年 月	3 H 13 5	垂	分~	轴	分	Н						
	年 月	引 日まで	申	分~	申	分	垂						
	年 月	日から 1	申	$\sim$ $\%$	垂	谷	Ш						
	年月	E E E E E	盐	~∜	盐	尔							
	年 月	3 H M S	垂	$\sim$ $\%$	垂	谷	Ш						
	年 月	引 日まで	由	分~	申	分	垂						
	年 月	日から 1	申	$\sim$ $\%$	全	分	Ш						
	年 月	田まん	盐	少~	盐	尔	盐						
	年 月	3 H M S	盐	~₩	盐	尔	Ш						
	年 月	田 た が に	盐	少~	盐	尔	盐						
	年 月	日から	申	$\sim$ $\%$	垂	分	Ш						
	年 月	引 日まで	申	$\beta$ ~	由	谷	轴						
	年 月	E BAS	垂	$\sim$ $\%$	垂	公	Ш						
	年 月	引 日まで	垂	分~	申	公	轴						
	年月	1 H25	盐	少~	盐	尔	Ш						
	年 月	月 日まで	申	分~	由	公	_						
	年 月	3 H 23 S	盐	$\sim$ $\%$	垂	农	Ш						
	年 月	1 日まで	垂	分~	盐	农	由						
	年月	3 H236	盐	少~	盐	尔	Ш						
	年 月	月 日まで	申	分~	由	公	申						
	年月	1 H236	盐	少~	盐	尔	Ш						
	年 月	引 日まで	由	%	由	公	由						
	年 月	目から 目から	世	$\sim$ $\%$	盐	农	Ш						
	年 月	り ま り ま り に り	盐	$\sim \!$	盐	农							
1	1												

(※印の欄は、教職員が記入し、又は押印する。)

様式第4号の次に次の1様式を加える。

袮 靊 事務長 裁 **开**名 火 所属 校辰 承認の可否 □不承認 □不承認 □不承認 □不承認 二不承認 □不承認 □不承認 □承認 □承認 || || || || || || || || || || □承認 || || || || || || ||承認 要介護者の状態及び具 本人印 体的な介護の内容 \* Ш Ш Ш Ш ш Ш Ш 长 Ш 町 Щ 町 Щ Щ Щ Щ 簿 年月 \* 灩 # # 卅 #卅 ## 噩 \* 业 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 尔 欠 尔 尔 尔 攤 盐 Ш 盐 盐 业 业 业 业 盐 业 盐 业 业 业 业 別居  $\Leftarrow$  $\sim$  $\sim$  $\sim$ ~欠  $\sim$  $\sim$ ~欠 ~欠  $\sim$  $\sim$  $\sim$ 尔 Ŕ 宋 Щ 业 盐 业 业 业 业 业 业 业 盐 盐 业 业 业 四回 介護が必要となった時期 枡 P Ш Ж 噩 栖 名 田 羅 Щ 別 0 (表面) 日まで、口その他( □その他 1= 繗 出 #长 □その他 □その色 □その他 □その他 □その他 口毎日 日毎日 口毎日 口毎日 口毎日 日から □毎日 様式第4号の2 (第9条の3関係) 灩 H MS 要介護者に関する事項 日から 日まり 日から でまり 日から 日 ま で でま日 日から 日 で で 日から 日まる 日から 連続する3年の期間 # 町 田 Щ Щ Щ Щ Щ 町 Щ Щ Щ Щ Щ 町 Щ 卅 # 卅 # 卅 卅 # # #卅 ## # # \* \*

(※印の欄は、教職員が記入し、又は押印する。)

(暑囲)											
*					7•\	*	₩ ₩	戎	教		
	休暇の取	消し等の	期間			本人即	111	担担 47年	四	備寿	
	年月日	+	噩				文	教琪	<b>事</b>		
	年月 日から		時 分~	盐	尔						
	年月日まで		時 分~	+	尔						
	年月 日から		時 分~	報	分						
	年月日まで		時 分~	盐	尔						
	年月 日から		時 分~	盐	尔						
	年 月 日まで		時 分~	金	*						
	年 月 日から		時 分	争 ~	*						
	年月日まで		時 分~	+	尔						
	年 月 日から		時 分~	盐	⟨₹						
	年 月 日まで		時 分~	- 時	谷						
	年 月 日から		時 分~	金金	*						
	年 月 日まで		時 分~	- 時	分						
	年 月 日から		時 分~	争	*						
	年 月 日まで		時 分~	- 時	**						
	年月 日から		時 分~	盐	尔						
	年 月 日まで		時 分	- 時	分						
	年月 日から		時 分~	+	尔						
	年 月 日まで		時 分~	- 時	**						
	年月 日から		時 分~	金金	尔						
	年 月 日まで		時 分~	- 時	4						
	年 月 日から		時 分~	争 。	*						
	年 月 日まで		時 分~	- 時	*						
	年月 日から		時 分~	争 ~	4						
	年月 日まで		時 分~	盐	尔						

(※印の欄は、教職員が記入し、又は押印する。)

様式第7号中 続	柄を	. 柄 等	に改め、同様:	式の注の1及び3	3 中「続柄」	を「続柄等」に
改める。						
	「第3条第4号又は第9 「	条第 5 号」を「第 「	3条第5号又	は第9条第6号」	に改める。	
様式第7号の3中	続柄を	続 柄	等に改める。			
	L 1	Γ	J			
様式第7号の4中	続柄を	続 柄	等に改め、	司様式の注の15	中「続柄」を	「続柄等」に改
める。	г Г	Г	_			
様式第7号の6中	続柄を		等に改め、	同様式の注の1	及び4中「紅	続柄」を「続柄
等」に改める。	_	-	J			
様式第7号の7中	続柄を	続 柄	等に改め、	司様式の注の2m	中「続柄」を	「続柄等」に改
める。	_		J			
様式第7号の12中	□ 配偶者同行休業					
	□ 期間の延長(2、	3及び5に記入	)			
Γ						J
□ 配偶者同行休	業 (2、3及び4に記力	.)		17		
□ 期間の延長(	2、3及び5に記入)	(□ 再度	の延長)	に、		
Γ				J		
外 国 滞 在	事由					
を						
[						
外 国 滞 在	: 事由 (					)
<i>i</i> z,						J
	- Hu					
,	の 期 間  者 同 行 休 業	年	月 日から	<b>年</b>	月 日ま	·····
!	も同り休業	年	月 日から	5 年	月 日ま	C

を 「

5	延	長	の	期	間		年	月	目から	年	月	日まて	3
	脚	た 西江 石	里 老	同 行 休	ト 幸		年	月	目から	年	月	日まて	3
	į			る期		うち、期間の	の再度の	の延長	の場合における	)			]
	. Z.		٧.	る <del>別</del>	[HJ	当初の配偶	者同行	木業の	期間		年	月	日まで

に改め、同様式の(注)中4を5とし、同様式の(注)の3中「期間を」の次に「初めて」を加え、同様式の(注)中3を4とし、同様式の(注)の2中「請求時点」を「申請時点」に改め、同様式の(注)中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧 内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

#### 様式第11号中

	休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。	を
	休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。	<u>a</u>
Γ	休業等に係る子と離縁した。	
	休業等に係る子との養子縁組が取り消された。	
	休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。	に改
	休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。	لربا ب) ا
	休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除され	
た		]
める。		

#### 附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成28年12月26日から施行する。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(平成28年島根県人事委員会規則第36号) 附則第7項の規定により同規則の施行の日前においても行うことができることとされた同規則附則第2項の指定期間の指定の申出については、この訓令による改正後の県立高等学校等の教職員の服務規程(以下「改正後の規程」という。)第9条の2第1項の規定の例による。

(職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(平成28年島根県人事委員会規則第35号)附則第7項の規定により同規則の施行の日前においても行うことができることとされた同規則附則第2項の指定期間の指定の申出については、改正後の規程第9条の2第1項の規定の例による。